

長寿医療(後期高齢者医療)だより

保険料に関する通知と納め方

○ 保険料が年金から天引きされる人

介護保険の保険料が年金から天引きされている人は、原則として長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料も年金から天引きとなります。ただし、介護保険料と合わせた額が天引き対象の年金額の2分の1を超える場合は、長寿医療制度の保険料は納付書で納付となります。

年金天引きの開始が10月からの人は、7月に送付する納付書で7月から9月までの3期分の保険料を金融機関で納付してください。ただし、社会保険などの被扶養者だった人は、4月から9月までの保険料は免除されます。

今年3月末の加入保険区分	被保険者区分	年金天引き開始月	保険料額の通知	納付方法
国保・国保組合	平成19年9月末現在で75歳以上の人	今年4月	4月(仮徴収額通知) 7月(本徴収額通知)	4月、6月、8月の年金から天引き 10月、12月、2月の年金から天引き
	平成19年10月以降に75歳になった人	今年10月	7月(納付書)	1期(7月)から3期(9月)までを納付書で納付
	障害認定で加入した75歳未満の人		7月(本徴収額通知)	10月、12月、2月の年金から天引き
社会保険・健保組合など	被保険者(本人)だった人	今年10月	7月(本徴収額通知)	10月、12月、2月の年金から天引き
	被扶養者だった人			

○ 保険料が納付書で納付となる人

介護保険料の納付が納付書となっている人や介護保険料と合わせた額が天引き対象の年金額の2分の1を超える人は、7月に送付する納付書により金融機関で納付してください。納期は、7月から翌年2月までの8期です。

また、介護保険料が年金から天引きされている人でも、年度途中で長寿医療制度に加入した人は、加入した年度は納付書で納付となります。

窓口負担の割合(1割・3割)を再判定します

後期高齢者医療の保険証(被保険者証)の負担割合は、毎年8月1日に、前年の課税所得を基礎として再判定します。

現在持っている保険証の有効期限は平成21年7月31日ですが、負担割合が変更となる人には、新しい保険証を7月中に送ります。

新しい保険証が届いた人は、古い保険証を同封の返信用封筒で返送してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても更新します。必要な人は、保険医療課へ申請してください。

※昨年認定され、今回も認定対象の人には、申請書を送付します。

○ 負担割合の判定基準

税制改正による公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止などに伴い、3割負担と判定された人には、激変緩和措置がとられていましたが、2年間の経過措置が終了したため、8月1日から負担割合の判定基準が次の表のとおりになります。

判定対象者 同一世帯の被保険者		同一世帯の被保険者の収入合計	
対象者の課税所得	自己負担割合		自己負担割合
145万円以上	3割	複数世帯……520万円以上 単身世帯……383万円以上	3割
145万円未満	1割	単身世帯で、70歳～74歳の世帯員を含めた 収入の合計が520万円未満 複数世帯……520万円未満 単身世帯……383万円未満	3割 限度額は一般 1割

申請

※実線の矢印→は、申請により負担割合が変更となります。該当者には、通知します。

長寿医療制度の健康診査

長寿医療制度の被保険者は、年度に1回、次のいずれかの方法で基本健康診査を受診できます。

○地域集団健康診査 専用はがきで保健福祉課へ申し込みをしてください。

○医療機関での個別健康診査 医療機関へ直接申し込みをしてください。

※基本健康診査とがん検診の自己負担金は全て無料です。

※生活習慣病治療中で定期受診している人はかかりつけ医に相談してください。

問い合わせ先 負担割合について 保険医療課(☎0848⑦6056)、保険料について 市民税課(☎0848⑦6065)

